

# 業務委託契約書（一般委託）

株式会社（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、甲が乙に対し業務を委託することにつき、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

## 第1条（業務内容）

甲は乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託する。

- （1）
- （2）

## 第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

## 第3条（報酬）

甲は乙に対し、本業務の対価として月額金 円（消費税別）を支払う。

## 第4条（業務遂行）

乙は善良な管理者の注意をもって本業務を遂行する。乙は本業務の遂行方法、時間、場所について自己の裁量で決定するものとし、甲は乙に対して具体的な指揮命令を行わない。

## 第5条（知的財産権）

本業務に伴い創出された成果物の知的財産権は、甲が乙に対し本契約に基づく対価を全額支払った時点で乙から甲に移転する。

## 第6条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面承諾なく第三者に開示・漏洩してはならない。

## 第7条（損害賠償）

本契約上の義務違反により相手方に損害を与えた場合、その損害（直接損害に限る）を賠償する。賠償額の上限は、直近12ヶ月分の報酬総額を超えないものとする。

## 第8条（解除）

相手方が本契約上の義務に違反し、相当期間の催告をしても是正されない場合、本契約を解除できる。

## 第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項は、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

## 第10条（管轄）

本契約は日本法に準拠し、地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲） 印

（乙） 印